季刊発行 一部800円/年間購読料3,000円(税込み・〒共) 2001/10/20 発行

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

会議員は、" 関」に所属する国

歌を忘れ

たカナリ

ア

同

然

相変わら

ある。

唯

ー の 立

法

機

うと必死だからで 所社会主義を守ろ もない。所管の役 として進みそうに つとっても、

へが、この国の役



かし、

国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

代議士のような存在は、まさに例外。

ある。議員立法に情熱を燃やす河村

たかし

ずの役人依存、役所立法(閣法)一辺倒で

で、ほとんど議員立法はしない。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

特殊法人改革

遅 々

our own feet) がなかったことにあるといっ 分らの足で立って歩くこと (stand up with 所が握り、 は、これまで、公共政策の策定はすべて役 国民や企業、

送ってきた。 ればこの国の展望は開けてこな 民は、 -という小泉改革の理念にエールを 聖域なき構造改革をし なけ

いまだその道は険し 業界の多くは、 ιį 原 自 大 に近い。

役所社会主義

所詮ひとつ穴のむじな

経営をやってきた国公立大学。 に身を委ねるか、 市場原理になじまない 結局は、 ひたすら台風の過 「上からの 自己改革が

船団,

|民本位の改革をはば 改革」 必要だといわれても、

どうするかである

できるわけがない。 特殊法人"そのもの。道路公団など批判 官尊民卑を楯に、 なにせ自分らの足で立ったことがな

む役所社会主義は真っ平である。

国民に自分らの足で立ての小

泉改

革に ド

住民票コード (国民背番号) やカー

所に監視してもらうなど、国民の自立を阻

背番号を付けて自分のプライバシー

を役

らない。

|〇〇|年十月十五日

PIJ代表

石村耕治

は似合わない。

即刻、

廃止にしなければな

ば

役所社会主義の゛

だけはご立派。 ば横並びで、だんまりか、 をつくって、各単位税理士会に声を掛けれ 国民本位の税理士制度の確立」とか口先 しかし、河村代議士が「納税者権法案」 国税庁は」と右往左往するばかり。 だが、 ここでもまた゛ あるいは「日税 護送

中で、 悪い、 では、 うとしているのが民間業者。 ぎ去るのを待つかしかな で立ったことがないのだから仕方がない。 人天国の外務省。 Ιţ なにせ、 同じく官尊民卑を楯に、 役人のモラル、 余りにも業者が気の毒。 タクシー業者が悪い、 本当の意味での資本主義を実践しよ 役所社会主義"の下、 小役人に組したホテルが 「質的行政改革」 裏金づくり、 問われている 飲み屋が悪い 市場競争の 自分らの 役

#### Stand up with our own feet!

(私たちは自分らの足で立とう)

な

記

国税通則法改正法案 (河村法案)の成立に向けて

米SSNの濫用規制と米議会の動き(2) 改正住民基本台帳法を考える国民会議開催

対談

# 納税者権法案」の成立に全力投入を-

税理士会は〝高みの見物〞でいられるのか?

J相談役)が尽力し、筆頭者となっ える力作の だ。議員立法大国・アメリカの流儀 案〕」を提出した。この法案は、民 国税通則法の一部を改正する法律 民の権利利益の保護に資するための にしたがえば、「河村法案」ともい 主党の河村たかし衆議院議員 (PI 議員立法として提出したもの に、民主党は、「納税者権 回の第一五一 回通常国

求めるのが狙い。河村法案が成立す ルをはっきりさせ、税務行政をクラ 化に加え、「納税者は主役」のルー イアント・ベー スで運営するように 河村法案は、 課税庁の職員は「納税者はお 税務調査手続の透明

> してもらうことになる。 客様」といった民間の感覚で仕事を

理士問題なども、まさにスタンダー 性格のものだ。 ビス・スタンダードの確立、 の発覚はもちろんのこと、天下り税 るものだ。外務省の相次ぐ公金横領 タンダードを確立して行く契機にな に、幅広く行政全般のサービス・ス 改善のためのパイロット役を演じる -が求められる典型である。 河村法案は、わが国での行政サー 税務行政を皮切り 質的な

た。 の国会閉幕とともに、 入りすることもなく、六月二十九日 残念なことに、河村法案は、 廃案となっ 審議

的な面での行政改革を実現させるた 今後、 河村法案は、わが国での質

> ている。 本位 とばかり、゛高みの見物゛をしては 会は、今まさに決断と実行が問われ いられないはずだ。とくに、、国民 ならない。 めにも、是非とも成立させなければ の税理士制度を目指す税理士 各界は、、対岸の火事

いた (**PIJ**編集部)。 石村耕治・白鴎大学教授に話しを聞 いて、近藤忠憲税理士とPIJ代表 河村法案の今後、各界の動きにつ

## 今回の河村法案の視点

いところ、PIJの対談に参加くだ さり、ありがとうございます。 (石村)近藤先生、本日は、お忙し 近藤) 石村先生は、行動される学

対談

白鴎大学教授

石村耕治 (PIJ代表)

近 藤 忠 憲 ( 税理士)

なエネルギー な議員立法もやられる。 どこにそん 税理士を引き連れて、世界中を視察 に回っておられますし、 者として尊敬しております。 があるのか、と思うく 今回のよう 私ども

ッパ、アメリカ・カナダ、オースト 様)・ベースで運営されていること お話できることを光栄に思います。 でしたね。 思うのですが、どこの国でも、課税 きました。そこで、気が付かれたと ラリアと、さまざまな国を視察に行 (石村)本当に、 庁が非常にクライアント(お客 本日、エネルギーを感じる先生と 先生とは、 ∄ П

由なのでしょうね。 (近藤) そうですね。これは、 納税者憲章などがあることが理 ゃ は

務員は、わが国の、お上、とは違 (石村)それもあると思います。 欧米諸国では、" パブリック・ 公

ちへの奉仕者。であるわけです。 サーバント"、つまり" はなかったという事実があったので 庁がクライアント・ベー スの役所で 憲章などが出てきた背景には、 いうことではないでしょうか。 ト・ベースで取り扱うことは常識と ろ、課税庁が、納税者をクライアン (近藤) しかし、それでも、 こういった考えからすれば、 一般の人た 納税者 課税

ますが。わが国の場合は、

納税者サービス・スタンダードの改 先か、ということにもなりますが。 納税者の権利宣言とかは、課税庁の 善が主眼なわけです。 (石村)その点は、鶏が先か、卵が いずれにしろ、納税者憲章とか、

なものは、ズバリ言って、どういっ いる背景にある、何と言っていいで たものなのでしょうか。 (近藤)各国が、課税庁の納税者サ )ょうか、いわゆる、哲学, のよう ビス・スタンダードを定めてきて

分かり易く説明してもらえますか? うな視点からつくられたものです。 府」の考え方です。今回の河村法案 (石村)ズバリ言うと、「小さな政 (近藤) もう少し、言われることを 税務行政における国民の権利利益 保護に資するための国税通則法の iを改正する法律案〕も、同じよ

> れの国法体系の違いにもよります。 言ったフォーマットをとるか、 形式をとるかは、これは、それぞ 石村)分かりました。「憲章」と 余り難しい説明は避けたいと思い 法律

たということですね。 で採択されている憲章の内容を定め で、「法律」の形式を使って、 っても、一般になじみがない。 (近藤) わが国では、「憲章」 そこ 各国 と言

うことです。

はないですか。

### 量的な改革: 構造改革には、

質的な改革: がある

\*\*

は何か、そして、それがなぜ「小さ 体的にお話しさせてください。 な政府」論と結び付くのか、 から、イギリスを例にして、 (石村) おおせのとおりです。 憲章と 少し具 それ

した。 Charter) は、例の鉄の女といわれた 府」実現の一環として、 サッ チャー イギリスの納税者憲章 (Taxpayer's 政権時代に、「小さな政 制定されま

んが。「小さな政府」をつくるため 少し奇異に思われるかも知れませ

式で、納税者憲章的色彩のコンテン ツ゛を実現せざるを得なかったとい 法律の形 わけて、゛ の行政改革、 そして、もう一方の、 構造改革には、

うしますと、"質的な行政改革" (近藤)なるほど。確か、サッチャ

るための指針を書いたものです。 央政府の行政サービスの質を改善す した。この憲章は、市民に対する中 章 (Citizen's Charter) 」を発表しま すけども、イギリス政府は「市民憲 (石村) 一九九一年にさかのぼりま

民が主役」の意識で仕事をしなさ ばっかりやっていた公務員に、「市 くるように促したものです。 りさせるために、改善プログラムをつ その利用者に対する責任体制をはっき ビス・スタンダードの確立、さらには (近藤) つまり、これまで、 (British disease) "に犯され、スト

アント・ベー スのサービス徹底などが とは、行政サービスの効率化、クライ 役所や役人の数を減らすことです。 す。゛量的な改革゛とは、ともかく 改革』の二つの側面があるわけで 量的な改革。と、質的な 質的な改革: 大 き く

課題となるわけです。

ついては、どうしたのですか。 革"の側面に当たるわけですね。そ したね。これは、、量的な行政改 政権は、徹底した民営化を進めま

内容的には、政府主導で、行政サー そのための改善計画を立てなさ 英国病

> は、サービスの改善目標を設定した が行われました。また、政府各部門 な政府部門では、それぞれ、行政サ わけです。市民憲章の発表後、主要 憲章を公表しました。 い、というわけですね。 (石村) そういうことです。 ビス内容と質について詳しい点検 質的な行政改革』の指針な 市民憲

指針というわけですか。 は、課税庁の、質的な行政改革。の が、一九九一年に、「新納税者憲 章」を公表しました。 「納税者憲章」を公表していました課税庁は、一九八六年にすでに (近藤) つまり、「納税者憲章」

ようなものと考えられなくもありましなさい、という。税務職員訓』の主役でお客様」という意識で仕事を せ を根本から改め、「市民・ れまでの「役人が主役」という意識 (石村) そう言ったところです。 納税者が

#### 河村法案で一変する 国税通則法の性格

国税に関する法律関係を明確にする 法の体系的な構成を整備し、 な事項及び共通的な事項を定め、税 法の目的を、国税についての基本的 (近藤)河村法案では、『 国税通則

法律になるわけです。

取られる側の権利についても触れる

公正の確保と透明性の向上を図り、 係)』とうたっておりますね。 滑な履行及び国民の権利利益の保護 もって国民の納税義務の適正かつ円 とともに、 に資することとすること (第一条関 税務行 政の運営における

法の性格が大きく変ると思います。 これが、河村法案が通れば、税金を を取る側の法律であったわけです。 なのでしょうか。 ズバリー言でいうと、 (石村)国税通則法は、 この目的規定によって、国税通則 何がポイント 税金

項目が謳われていますね。 重とか、誠実性の推定など、 の「納税者憲章」で触れられている では、課税庁にプライバシー 権の尊 (近藤) 河村法案の「税務行政運営 (基本理念等」 (第四条の二関係) 諸外国

められます。 スの質は大きく変らざるを得なくな ライアント・ベー スで行うように求 税者サービス・スタンダードを公表 し、それにしたがって税務行政をク (石村)そうですね。課税庁は、納 課税庁の納税者サービ

ての手続がかなり整備されることに なりますね。 (近藤) それから、 質問検査につい

> 調査の事前通知が必要になります。 法定化されるわけです。 センスに委ねられていた部分が広く これまで税務職員のモラル、コモン 調査結果の通知も義務化されます。 とかを除き、文書による二週間前の (石村) 現況調査を必要とする場合

#### 質的な改革, 味違う、 河村改革 なき小泉改革、

す。

造改革、とくに、質的な改革。の指 が追及しています天下り税理士問題 外務省もひどいですが、河村代議士 では変りようがないわけです。 すから、、役人天国、は、小泉改革 針をつくろうと言った考えもないで れたところがある、と思います。 も、一般人の感覚からかなりかけ離 (石村)それでも、わが国では、 近 藤) 公務員のモラルと言えば、 構

感じを受けます。 リアまで、、たかり天国。のような いでしょう。キャリアからノンキャ も、「役人が主役」の構造は変らな このままでは、いつまでたって

き小泉改革が問われている、と言え (近藤)まさに、"質的な改革" ますね。 な

囲気がない。 を尽くして税金を取ろう、と言う雰 (石村)その上、現業部門では手続 これまで、 国会では、

> ではないでしょうか。 式に出たのは、 動きもほとんどなかったわけです。 こうした状況を改革しようといっ 国会の場で、 恐らく今回が初めて 納税者権利法案が正

のは、 ては、 ですが。 ともなく議論はされてきてはいるの (近藤) 税務手続法の必要性につい 税理士会ではこれまでも幾度 河村法案が初めてだと思いま 法案として正式に出てきた

わけですね。 で、大きく育てていくことも可能な が、これが根付けば、小さく生ん れた部門についての質的改革案です 味違う政策を示したものです。 指したものです。ある意味では、 な! 行政改革あるいは構造改革を目 の (近藤)税務行政という、ごく限ら (石村)河村法案は、まさに課税庁 質的改革なき小泉改革"とは一 納税者サービスの面での、質的

の誕生ともいえます。 味違う、オリジナルな「河村改革」 く改革していくこともできます。 民が主役」の視点から、質的に大き く、国の行政サービス全体を、「国 (石村) そうです。 税務だけではな これまでの専ら量的な改革を目指 金太郎飴的な改革プランとは一

## 問 われる「構造改革の党」

を掲げています。 近藤) 民主党は 構造改革の党」

う、民主党のスローガンにぴったり あったものですね。 行政に質的な改革を問う河 自民党などの改革案とも一味違 村法

否や、党内の「守旧派」 が。実際には、河村代議士が、この 大合唱をし出す始末です。 法案を民主党内での審議にかけるや (石村) そうであればよいのです がヤメロの

(近藤) どういうことなのでしょう

けです。 全当選者が労働組合出身者だったわ 思い起こしてください。 大橋巨泉と佐藤道夫の両氏を除き、 (石村)今回の参議院選挙の結果を 民主党は、

ってもいい状況にもあるわけです。 て、こんな法案だすな!と吠え出す 労組系議員が大挙して押しかけてき 河村法案が出るや否や、 わけです。 まあ、「労組が主役」の政党と言 民主党内の

党」の看板は、どうなってしまっ (近藤)何でですか。「 てしまった「構造改革の

(石村)連合系の国税労組が、「手 手続で、 われわれの働く環境が

事らしいのです。るような河村法案には反対」という悪化するから、納税者に権利を認め

当り前のことです。 使する課税はもっとやり易くなる。 でする課税はもっとやり易くなる。 避けて通れません。ちゃんと手続を避けて通れません。ちゃんと手続を 強いる以上、国民の財産に、貨幣(おいる以上、国民の財産に、貨幣(おいる以上、国民の財産に、貨幣(おいる以上、国民の財産に、貨幣(おいる以上、国民の財産に、貨幣(おいる以上、国民の財産に、貨幣(おいる以上、国民の財産には、

すが、それが分からない。 いけない。おが国はそうしたことを はいけない。わが国はそうしたことを 生命を奪ったり、財産を奪ったりして はいけない。わが国はそうしたことを はいけない。もが国はそうしたことを はいけない。現実は、これが理

法案に、納税者番号を入れることと(石村)この連中は、あげくの果て、(近藤)困ったものですね。

ないことを言い出すわけです。め規定を盛り込めとか、わけのわからか、脱税の温床にならないような歯止

通則法改正法案

(河村法

案

の成立に向けて

議員が多い中、いつも河村先生の活、近藤)お役所のおかかえのようなられていないから、それを制度的に認めようというわけです。今回の法案を練り上げたわけです。とでしょうが。とむから、こうした連中と戦って、とでしょうが。ともかく、河村代議士は、とでしょうが。

税理士会は河村法案に躍には目を見張っております。

高みの見物』でいられるの

か?

ているのでしょうか。見物のような状況ですが、どうなっ案が出てきても、まったくの高みのを口にしてきたわけですが。河村法を口にしてきたわけですが。河村法会は、従来から、"租税手続改革"

辺倒でやってきましたから、仕方なすべてについて、役所社会主義。一ていないことから、慎重になっているのではないか、と思います。 ていると思います。しかし、役所立く近藤)皆さん心の中では、賛成し(近藤)

う度量がないのでしょうか。きて、税理士会は、彼を支えようといわけでしょう。今度は河村法案がでてていたことが、一挙に解明されてきたあれで、多くの税理士が疑問に思っ

ないでしょうか。 (近藤) 皆さん、"対岸の火事"と(近藤) 皆さん、"対岸の火事"と

も、河村法案に積極的に意思表示で治活動はできません。 そうした点って光栄です (笑い)。 ただ、税理って光栄です (笑い)。 勇気のある人と感心しております。 (近藤)いやいや、お褒めにあずかます。 ますに気の毒ですよね (笑い)。 勇気のある人と感心しております。

きない理由かも知れません。

## 税理士法改正であったか規制緩和時代にマッチした

動ではないのですか。

(石村)それでは、先の税理士法のに、青税とか諸々の団体には正の際に、青税とか諸々の団体には正の際に、青税とか諸々の団体には正の際に、青税とか諸々の団体には正の際に、青税とか諸々の団体には

は、知りませんが。 (近藤)河村先生にそういったプレ(近藤)河村先生は知らないかも知たとは、知りませんでした。 たとは、知りませんでした。

しれませんね。 しれませんね。 しれませんね。 しれませんね。 に近藤)しかし、河村先生は、誰よりは、近藤)しかし、河村先生は、 と感じておまるで質問されていた、 と感じておりますが。 ですから、 ですが のですから、 ですが のですかりますが。 ですから、 ですが のですかりますが。 河村先生が言うのですか はまり は、誰より

に働くという、河村イズムと同じ考私は、〝世のため、他人のため〝然〟にはまったくつながりません。したことをやっていても、〝私利私ンなんかではありません。また、こう(石村)別に私は河村代議士のブレー

すけども。(近藤)そういう意味で言ったのでえをもっているだけです。

えです。 反映していないというのが、私の考ていえば、規制緩和の精神を十分に(石村)今回の税理士法改正につい

(石村)まず、「無償独占」制度がとでしょうか。

時代錯誤です。

することになるでしょう。れていますから、税理士登録を抹消員になったとします。兼業が禁止さ例えば、近藤先生が国立大学の教

でしょうか? でしょうか? 「無償独占」の仕組みは、どうなの 伝いしてやってもいけないという 合、例えば近くの老人会でボランテ ろんのことです。しかし、この場 ことは、公務員法上まずいのはもち と、密かに税理士業務もどきをやる の方、国立大学の教員になった

に時代錯誤でしょう。ダでもダメ、という政府規制は完全ないという理由だけで。しかも、タあるのにも拘らず、資格登録者では十分に税務書類を作成する実力が

ですね。まあ、ただ、多くの税理士(近藤)そういわれてみれば、そう

た事実があるわけです。命。にせ税理士たたき。をやってきは、「無償独占」が当然で、一生懸

しくなるのかもしれませんね。てきて、あるいは「無償独占」は難告、あるいは「無償独占」は難しかし、これからは、全員確定申しかし、これからは、全員確定申

じてしまうわけです。 (石村)ですから、今回の税理士法(石村)ですから、今回の税理士法(石村)ですから、今回の税理士法(石村)ですから、今回の税理士法

たわけです。 視点をもって、質問をして欲しかっ 河村代議士には、もっと開かれた

精神を盛り込んだ改正もあったわけで法改正にも、法人化とか、規制緩和のよく分かります。ただ、今回の税理士(近藤)石村先生のいわれることは、

とも言えるわけです。すれば、格段に開かれた改正であったす。これまでの税理士界の雰囲気から

(近藤)分かっております(笑い)。て(笑い)、一般論としてですが。が、どうのこうのということではなくが、どうのこうのということではなく(石村)近藤先生個人や業界のご意見

## 河村法案は必ず支持される

、丘泰、確かに、あり牛こりへては、丘泰、確かに、あり牛こりへては、おりにのパンフを出す計画があったと思いなニュースを、機関紙・東京税理士会総会での質問であったと思い界で読んだ記憶があります。 東京税理士会総会での質問であったと思いますが。 あれには、どういったいますが。 あれには、どういったいますが。 東京税理社会が『納税者~あなた~の権利はできない。

代でした。

を受けた結果だ、とも聞いておりまが、何かささやいて、そのささやきなったようです。(石村)役所の当時の税理士監理官なったようです。というさいあいるの人については(近藤)確かに、あの件については(近藤)確かに、あの件については

常に注目しております。こんなこと(石村)河村代議士は、この件に非ので、詳しいことは分かりません。(近藤)私は直接の当事者ではない

近藤)よく認識しております。

と、いわゆる。 意向を逐次漏らさずに聞く係でした したですよね。大蔵省(MOF) OF(もふ)担。というのがおりま 方にとって大きな障害になりかね が許されるとすると、河村法案の行 Ź るのかもしれませんが、 い、ということででしょうけども。 (近藤)一昔前は、金融界には、 民間は、ただ追従するだけの時 金融政策はすべてMOFが握っ 石村先生のお言葉を借ります 役所社会主義"とな あの時代 の Μ な

ならない、と思っています。理士像の確立を目指していかなければつつも、国民・納税者にも愛される税の今日、状況は一変しましたですよしかし、規制緩和、構造改革の時代

法律にできるものです。(石村)国民本位、つまりクライア(石村)国民本位、つまりクライア(石村)国民本位、つまりクライア(石村)国民本位、つまりクライア(石村)国民本位、つまりクライア(石村)国民本位、つまりクライア(石村)国民本位、つまりクライア

案が泳げるためには、十分な水が必

に広く支持される法案です。

河村法

(石村)

河村法案は、国民・

ま す。 すます強くなるような気がします。 内からも、税理士会は任意加入でい が、こうした流れから取り残されて 要です。この流れを止めないために 硬化を起さずに、 しております。どんな制度でも、 ントから見放されるだけでなく、身 敢に挑戦していかないと、クライア きかけを強めていく、と言っており としての意見です。 葉だけの゛クライアント・ベース宣 もありますし。 (近藤)石村先生にはいつも税理 度の発展を考えていただき、 んじゃないのか。 まうことを危惧するわけです。 税理士制度の一層の発展を願う者 税理士会は、こうした苦しみに果 税理士界の支援を期待しており では信用されません。 ベー 入れる度量があってこそ、 みの苦しみ! しいものをつくるときは、 物事には、 河村代議士は、 ス"を標榜する税理士会 国民本位" 大きく飛躍できる があるものです。 アイディアなどを といった声がま ゛゛クライアン 旬 (しゅん)" 与党にも働 感謝 健

思います(笑い)。どうか失礼をおに窮されたところもあったかとも、がとうございました。なかなか答え(石村)近藤先生、本日は大変ありと考えております。

許しください。

すのご活躍を祈念しております。 今日は、本当に勉強させていただきいところもあったかと思いますが。 (近藤) 勉強不足で答えになっていな

#### [参考資料]

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則	第一章 総則
第一節 通則(第一条~第四条)	第一節 通則(第一条~第四条)
第一節の二 税務行政の基本理念等(第四条の	
<u>ニ~第四条の四)</u>	
第二節~第四節 (略)	第二節~第四節 (略)
第二章 国税の納付義務の確定	第二章 国税の納付義務の確定
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)
第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等	第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等
の確定手続(第三十一条~第三十三条)	の確定手続(第三十一条~第三十三条)
第四節 質問又は検査の事前通知等(第三十三	
<u>条の二・第三十三条の三)</u>	
第三章 国税の納付及び徴収	第三章 国税の納付及び徴収
(以下、略)	(以下、略)

#### 改正案

#### 現 行

#### (目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事 第一条 この法律は、項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成 項及び共通的な事項を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確に を整備し、かつ、国税 を整備し、かつ、国税 をを出て、税務行政の公正の確保と透明性の するとともに、税務行政の公正の確保と透明性の つて国民の納税義務の適正かつ円 滑な履行及び国民の権利利益の保護に資すること ることを目的とする。

第二条~第四条 (略)

第一節の二 税務行政の基本理念等

#### (税務行政運営の基本理念)

第四条の二 税務行政の運営は、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行が確保されるよう、公正を 旨として行われなければならない。

- 2 国税当局は、その職務の執行に当たつては、 国民のプライバシーを尊重しなければならない。
- 3 国税当局は、税務行政に関する国民の理解を 得るため、必要な情報の提供を行うとともに、税 務行政に関する国民の意見、苦情等に誠実に対処 しなければならない。
- 4 国税庁、国税局、税務署及び税関並びに国税 不服審判所の当該職員は、その職務の執行に当た つては、国民の権利利益の保護に常に配慮すると ともに、国民が納税に関して行つた手続は、誠実 に行われたものとして、これを尊重することを旨 としなければならない。

#### (税務行政運営の基本方針)

第四条の三 国税庁長官は、前条に定める税務行 政運営の基本理念にのつとり、税務行政の運営の 基本となる方針を定め、これを公表しなければな らない。

(納税の主体たる国民に対する文書の作成及び普及) 第四条の四 国税当局は、第四条の二に規定する 事項及び納税の主体たる国民の権利利益の確保の ために必要な事項の概要に関する文書を作成し、 普及しなければならない。

2 前項の文書は、納税の主体たる国民の立場に 立つて、平易な表現を用いたものでなければなら ない。

第一章第二節~第四節、第二章第一節 ~第三節(略) (目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする

第二条~第四条 (略)

第一章第二節~第四節、第二章第一節 ~第三節(略)

© 2001 **PIJ** 

#### 第四節 質問又は検査の事前通知等

<u>(税額の確定に係る調査等のための質問又は検査</u> の事前通知等)

第三十三条の二 国税庁、国税局、税務署又は税 関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調 査等のための所得税法第二百三十四条第一項その 他の政令で定める国税に関する法律の規定による 質問又は検査(以下この条及び次条においてそれ ぞれ単に「質問」又は「検査」という。)をしよ うとする場合には、質問又は検査をする日の十四 日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項 を書面により通知しなければならない。ただし、 検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目 的を達成することが著しく困難になると認めるに 足りる相当な理由がある場合は、この限りでない。

- <u>ー 相手方の氏名(法人については、名称)及</u> <u>び住所又は居所</u>
- <u>二 当該職員の氏名及び所属する官署</u>
- 三 調査を必要とする理由
- 四 質問又は検査の根拠となる法令の条項
- 五 質問をする事項又は検査をする物件
- 六 質問又は検査をする日時及び場所
- 七 次項に規定する変更の申出に関する事項
- 八 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知をした国 税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員に対し て、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申 し出ることができる。
- 3 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員 は、第一項ただし書に規定する場合において、質 問又は検査をしようとするときは、その相手方に 対し、同項第一号から第五号まで及び第八号に掲 げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- <u>(税額の確定に係る調査の結果に関する情報の提供)</u>

第三十三条の三 国税庁長官、国税局長、税務署 長又は税関長は、当該職員が質問又は検査を行つ た場合には、当該質問又は検査の相手方に対し、 当該質問又は検査に係る調査の結果に関する情報 を提供するものとする。

第

## 11 民総背番号制の廃止、凍結、 再検討を"

## 回「改正住民基本台帳法を考える国民会議」 開催、

## 改正住基法凍結を求めるアピー ル採択!

《特別報告》 平野信吾 (PIJ常任運営委員)

第 回「改正住民基本台帳法を 考える国民会議」開催される

政記念館において「第一回改正住民 民会議」)」が開催された。 基本台帳法を考える国民会議 (水)午後三時から、国会近くの憲 去る (二〇〇一年) 九月五日

あふれる会議となった。 どの盛況。マスコミも取材に訪れ、 テレビカメラ四台が回る中での熱気 し、会場に入りきれない人も出るほ から二〇〇名を超える人々が参加 当日は、PIJを含め、各界各層

男氏の基調講演があり、その後、ジ 挨拶の後、ジャーナリストの斉藤貴 である櫻井よしこ氏。櫻井氏の開会 式で進められた。 コーディネーター はこの国民会議の呼びかけ人の一人 会議はパネルディスカッション方 ナリストの屋山太郎氏、長野県

> ションに入った。 彰氏の三氏によるパネルディ スカッ 知事の田中康夫氏、作曲家の三枝成

基調報告

国民情報の一元管理は危険な構想

らした。 者である斉藤氏は、現代の様々な、 を述べ、 進んだ情報処理技術利用の恐ろしさ プライバシー クライシス」の著 国民総背番号制に警鐘を鳴

が、行き過ぎてはいけない、便利さ だ』と発言。 とプライバシー のバランスが必要 の経験から、『確かに番号は便利だ 屋山氏は、自身のヨーロッパ滞在

号のような発想は出てこない。逆 ようとする発想が誤りで、住民のた の政治を行おうと考えれば住基番 田中氏は、『行政が住民を管理し 行政の情報をできるだけ住民に

改

正

住民基本台帳法を考える国

民会議

開 催 か。と、 公開することの方が重要ではない 長野県の現状もまじえて発

るようなシステムは絶対に許しては 録された血液型が書き換えられたア ならないと訴えた。 を得ないにしても、それらを共通す てから、個々の分野の電子化はやむ 化されたデー 夕の弱点と怖さを話し メリカの軍隊の話を例に引き、電子 三枝氏は、 ハッカー によって、登

## 河村議員も発言

ドや海外の状況等が議論され、途 あいついだ。 も、会場からも発言・意見・質問が ディスカッションでは、ICカー 杉並区の山田区長の報告もあっ パネリスト以外の参加者から

た、と紹介された河村たかし衆議院 この問題で「孤軍奮闘」されてき

> "こんなもん、日本じゃ絶対やっち ゃいかんのです" てはいけないことだからです。 る。それでもやらないのです。 と思えばどこの国でも簡単にでき 議員も発言。『背番号制は、 満場一致で やろう やっ

国民総背番号制廃止を 求めるアピールを採択



ものいらない。

の大合唱が声高にな

た自治体関係者の間にも、

" こんな

不本意ながら、中央の、

役所社会

に横並びで協力させられてい

ク・システムは、明らかに地

方自

旧自治省がプライバシーの一元管

後に、

**-**

ディネー

ター

の



の導入もいらないわけだ。

自治体にも広がる反対の輪

今回の集会には、

多くの自

台帳法を考える国民会議 の発言をおこない、「改正住民基本 なる"のではないかと、とりまとめ は、人間で最も大切な心の自由が無 氏が、゛プライバシー のない社会で 場一致で採択された。さらに、この ピールは、すぐさま小泉総理大臣 なり、 アピールは大きな拍手により、 (下記)を提案した。 創造的なものが生まれなく アピー 満 果を与えるとし、

もとに届けられた。

人情報保護法案と住基コー

ド

PIJは

てきたようだ。

議 開

催

ている。 報保護 (基本) 法案成立が予想され の自由とプライバシー保護のボーダ 九月に始まった国会では、 しかし、この法案は、 個人情 報道

この法案成立に反対姿勢の強いマ があいまいで、マスコミに萎縮効 問題になってい တွ い構想である。 Ŕ ライバシー の国家管理構想 ドを使った国民の広範なプ 自由主義とは相容れな 役所社会主義その

も

ಶ್ಠ

参加し、この運動を幅広く える国民会議」に積極的に 改正住民基本台帳法を考 PIJは、 次 回 以 降

につながる住基コー ド番号導入

国民会議」を支援する

背番号コー ドとICカー

改正住民基本台帳法を考える国民会議 アピール

住

改正住民基本台帳法が、2002年8月17日までに本格的に施行されます。 国民背番号制のこの制度は国家が国民ひとりひとりの情報を一元的に管理し、監視するものです。 また、コンピュータに入力された個人情報が、万一、漏れ出すことになれば、プライバシーに対する 重大な侵害となります。

改正住民基本台帳法を考える国民会議では、自由主義を守りプライバシーを尊重する観点から、改 正住民基本台帳法の改正部分、国民総背番号制の廃止、凍結、再検討を小泉総理大臣に申し入れると ともに、広く国民の皆様に強くアピールいたします。

(11)

平成13年9月5日

井 よしこ 櫻 太 屋 Щ 郎 康  $\blacksquare$ 中 夫 Ξ 彰 枝 成

#### 連載

## アメリカでの社会保障番号(SSN)

## 濫用規制、 議会の動向を紹介する②

問われるSSNの濫用規制と、 SSNの自発的利用の拡大放置で、困難を極める濫用規制の現状 倜 回復に苦悩する連邦議会

## PIJ代表 石村耕治 (白鴎大学教授)

### の拡大利用 はじめに 問われる社会保障番号(SSN)

連邦議会による最初のSSN利用規制

連邦議会、初めてSSN利用規制 に重い腰をあげる

ザル法でのSSN利用規制の限界 利用規制 連邦プライバシー法によるSSN

それでも、公的部門でのSSN利 を露呈

用規制には変化の兆し

(ケース1 SSN公表を条件と する投票権の付与は違憲

ケース2 報公開の対象にするのは違憲》 公務員のSSNを情

SSNに商機を見出す個人情報産業 連邦議会に再びSSN利用規制の

機運の高まり

《内容目次》

N利用実態報告書』 (九九年二月) 連邦会計検査院 (GAO) 『SS

・GAO報告書の概要

調査対象

調査結果の骨子〔仮訳〕

背景

SSNの利用を義務付ける法令と 一定の利用制限する法令

《公的プログラムでのSSN利用 を義務付ける法令》

SSNの拡大利用をする企業や政府 個人情報を売買する企業》

《SSNの利用を制限する連邦法》

《金融サービス企業》

《州の機関》 《保健医療サービス機関》

企業や州は連邦法によるSSNの

《社会保障省ジェームス・G・ヒ 《オハイオ州選出ロブ・ポートマ ュース・Jr監察局長の証言》 ン議員の開会の辞》

以上、本号に掲載

夫妻の陳述》

公聴会の内容〔抜粋〕

《カリフォルニア州選出、社会保 《ワシントン州選出、ジム・マク (社会保障小委員会クレイ・シャ ダーモット議員の陳述) の開会の辞》 障小委員会・上級マイノリティ ウ委員長の開会の辞》 委員口バート・T・マツイ議員 (二〇〇〇年五月十一日)

社会保障庁 (SSA) のコメント 利用制限に、マイナスを懸念 以上、前号

《インディアナ州選出、ジョン・

ホステットラー 議員の陳述》

ルドD・クレッカ議員の陳述》

《テキサス州選出、ロン・ポール

議員の陳述》

《ウイスコンシン州選出、ジェ

ラ

正利用に関する公聴会」 員会、「社会保障番号の利用及び不 連邦下院歳入委員会社会保障小委

公聴会開催の目的 (二〇〇〇年五月)

《信用情報機関連合会、スチュア

ート・K・プラット政府関係担

公聴会の内容 (二〇〇〇年五月九日)

《メリー ランド州スティー ブンス 《社会保障小委員会クレイ・シャ ウ委員長の開会の辞》

> 公聴会の内容〔抜粋〕 (二〇〇一年五月二十二日)

聴会」

(二〇〇一年五月)

・公聴会の目的

保障番号の不正利用規制に関する公 員会、「 プライバシー の保護と社会

連邦下院歳入委員会社会保障小委

当副理事長の陳述》

社会保障小委員会クレイ・シャ ウ委員長の開会の辞》

《 メリー ランド州 ニコル・ロビン ソンの証言》

《ニューヨーク市警察コンピュー 《ワシントンD・C、イー ボツィ刑事の証言》 タ捜査技術班、マイケル・ファ モアンアメイの証言》 メカ・

《フロリダ大学 (フロリダ州ゲイ 《 プライバシー タイムズ編集・発行 リー・B・クラビットの証言》 ンズビレ)を代表して、学生、コ 金融サービス合同協議会の代理 者エバン・ヘンドリクスの証言》

連載》 SSNの濫 用規制 米議会の動き(2) |め策を講じることに消極的なトー

#### 連 載》 S S N の 濫 用規 制 米 議会 の 動 き (2)

〈全米公益調査グループ、消費者 のパートナー、の証言》 デューガン、コビングトン・ア ンド・バー リング弁護士事務所 顧問弁護士ジョン・C・

ド・マイヤー ズウインスキーの プログラム担当理事、エドモン

正利用に関する公聴会. 員会、「社会保障番号の利用及び不 邦下院歳入委員会社会保障小委

Commercial Use of Social Security Number Is Widespread) 』を公表し 態について調査した。GAOは、一 Office) は、連邦議会 (Congress) の 九九九年二月十六日に、調査報告書 N=Social Security Number) の利用実 求めに応じて、社会保障番号 (SS 検査院(GAO=General Accounting 拡大する社会保障番号の行政利用 すでに紹介したように、連邦会計 同報告書は、SSNの汎用に歯 利 用 (Government and

ライバシー保護立法が必要である、 めてお役所的な分析である、と批判 声があがった。プライバシー保護団 的」「事なかれ主義」などの懸念の との認識を示した。 Nの濫用規制を狙いとした新たなプ を強めた。そして、あくまでもSS 体なども、GAOの調査報告書は極 とめた同報告書に対し、「現状肯定 ンでまとめられてい 連邦議会では、GAOの役人がま

立法府の怠慢そのものである」、 刻なケースである。連邦議会では、 る。しかも、その多くは、極めて深 べきである」といった声が高まって も、SSNの濫用規制立法を実現す 「産業界からの抵抗があったとして 「こうした現実を放置しておくのは A) 監察局長に申し立てられてい 正利用が、連邦社会保障省(SS 事実、一九九九年をとって見て 七万五千件を超えるSSNの不

(二〇〇〇年五月)

## 公聴会開催の目的

買供 (House, Committee on Ways and 二〇〇〇年五月二日に、下院歳入委 な立法作業を開始することにした。 ではSSN利用規制に向けた具体的 二〇〇〇年に入り、 社会保 連邦議会下院 障小委員会

Numbers) j ウンスした。

ウ (E. Clay Shaw, Jr.) 委員長(フロ いてである。 会で聴聞したいのは、 ナウンスメントによると、この公聴 リダ州選出共和党所属〕の出したア 社会保障小委員会のクレイ・シャ 次の五点につ

SNの汎用状況、 公的部門と民間部門におけるS

わる現行法制並びにその実効性 SSNの利用制限及び規制に係 SSNの濫用の拡大とそれに伴 い発生する費用、

検討 SSNの濫用規制及びプライバ シー保護をねらいとした法案の

公聴会の内容 (二〇〇〇年五月九日) (抜粋)

与える影響

法案の企業、

政府及び消費者に

の両日に「社会保障番号の利用及び 一〇〇〇年五月九日と五月十一日

on Use and Misuse of Social Security び不正利用に関する公聴会(Hearing 日の両日、「社会保障番号の利用及 は、二〇〇〇年五月九日と五月十一 (Subcommittee on Social Security) を開催することをアナ

> 制立法について賛否さまざまな意見 れた。そこでは、各界からSSN規

不正利用に関する公聴会」

が開催さ

開催された公聴会における、

はじめに、二〇〇〇年五月九日に

かの証言を翻訳・紹介する。

社会保障番号の利用と 社会保障小委員会クレイ・ 不正利用に関する公聴会 シャウ委員長の開会の辞》 二〇〇〇年五月九日

さいました。 聴会の初日に、ようこそおいでくだ る問題についての二日間にわたる公 いった、多くの人々が今日考えてい たプライバシーと個人情報の安全と 社会保障番号 (SSN) から発 おはようございます

がねらいであったわけです。 の給付を受ける資格があるのか、ま つまり、私どもが、自分が社会保障 ていた番号の使われ方であります。 かるというのが、誰しもが当初考え の程度くらしに安定があるのかが分 か、そういったものを確認すること たあるとすればどの程度得られるの 自分のプライバシー であり、またど まさに社会保障番号を見ることは

隅々まで入り込んでおります。 る場合から子女の扶養費を徴収した の公的給付に関する資格認定を受け もの問題意識を超えてしまっていま などに至るまで、私どもの生活 り、ちょっとしたローンをする場合 社会保障番号は、社会保障以外 かし今日では、こういった私ど

的利用により、いつの土曜日の午後 と感じたりもします。 て来られるといったことで、 にでもクルマを買って家まで運転し 私どもは、このような番号の多目 便利だ

ってきているわけです。 ているのか、疑問を感じるようにな これらのすべての場合についても、 ブライバシー や安全管理はどうなっ 対し懸念し始めております。また、 こうした社会保障番号の拡大利用に かし一方で、数多くの人たちが

な警鐘だと言えます。 急増していることです。 |係する詐欺にあったという訴えが 誰もが言うのは、社会保障番号に これは大き

るように迫られております。 号の汎用、そしてその不正利用の増 員会は、こうした不正と戦う良い作 本日の公聴会を開催した理由でもあ ます。本小委員会は、 また、このことが、本小委員会が の原因と結果を注意深く検討す 社会保障番 本小委

戦を探す使命を負っております。

おります。 注意深く検討するように求められて 対策を講じた場合の影響についても 一方で、この厄介な問題に対する

り戻す戦いのために三年もの歳月を 士費用を支払い、ご自身の信用を取 障番号を盗用した者によって自分ら いまだに終わっておりません。 費やされました。ご夫妻の戦いは、 みの拒否にあい、 妻は、信用評価を失い、ローン申込 を私どもにお話くださいます。ご夫 の生活がどのように掻き乱されたか ィーブンス夫妻は、ご夫妻の社会保 ております。 ジョン、メリー・ステ れる二人の方を今委員会にお呼びし て余りにも多くのことを知っておら 本日は、 社会保障番号詐欺につい そして巨額の弁護

(編者註 以下の証言内容は次号以下に掲載) つづいて連邦会計検査院 (GAO)

めに特別に検討した制度的な改善策 シーと社会保障番号とを保護するた についての概要を紹介します。 場合に、行政と民間企業が受ける影響 が、社会保障番号の利用が規制された 社会保障省監察局長が、プライバ

プライバシー の専門家、 今週の後半には、本小委員会は、 事業目的で社会保障番号を利用 消費者団

連載》

S S N

の 濫

用規 制

米

議会

の動

き (2) 取します。 している業界の代表からも意見を聴

提案についても点検をいたします。 立法提案に加え、外部の団体からの また、本小委員会は、議員からの

出てはならない、ということです。 めのアイディア不足が原因で被害が 障番号の保有者をうまく保護するた はっきりしていることは、社会保

からすると、どういった対策がいい の侵入経路として使われていること ともいえます。したがって、全面的 号をうまく保護するかが唯一の方策 必要がある、と理解しております。 商取引や効率性とのバランスをとる しばプライバシー やその保護策と、 互に噛み合わなかったり、またしば 員会は、検討している各対応策が相 のかは一概には言えません。本小委 がしばしばペテン師やなりすまし屋 いわけです。しかし、社会保障番号 な解決につながるような対応策はな るにあたっては、いかに社会保障番 確かに、 なりすまし問題に対処す

らないわけです。 けです。 ではないということにはならないわ と言って、 しかし、 むしろ、 何かしなければな

僚の助けを借りて、 来週以降、政府や本小委員会の同 私どもは、

することができます。 保障番号が不正に利用されないよう にうまく保護するための法律を承認 私の考えで

しに対する罰金や罰則を強化すべき

は、この種の法律により、

なりすま

っとプライバシーと、社会保障番号

局長に与えるべきです。さらに、 ための新たな権限を社会保障省監察 です。また、なりすましを捕まえる

も

の清廉性を保護すべきであります。

すでに触れましたように、なりす

本小委員会が何もすべき 複雑だから、困難だから

ております。

オハイオ州選出ロブ・

ポ ー

トマ

とるための作業をすることを期待し とが一体となって、そうした対応を たすべての証人と本小委員会の委員 ん。 私は、本小委員会へご出席され

関し聴聞会を開催くださり、 委員長、 社会保障番号の利用と 不正利用に関する公聴会 ン議員の開会の辞》 1000年五月九日

本日、この難しい問題に あとが

常識や超党派的な対応を取れるよう 正しい方向に向かって、いくらかの (14)

するには無理があります。

しかし、

務範囲を超えており、すべてを解決 まし問題の多くは、本小委員会の職

であれば、そうしなければなりませ

の動

き (2)

我々が学んでおりますように、デとうございます。

© 2001 **PIJ** 

です。

人のものでもなくなりつつあること
る個人情報が、私人のものでも、個
ことでありますが、私人のものでも、個
が、ほとんどの人たちも感じている
が、ほとんどの人たちも感じている

危惧しております。

社会保障番号は、まさにこの点で

社会保障番号の利用を義務付けたり、
あるいは制限する法律や規則があり
あるいは制限する法律や規則があり
あるいは制限する法律や規則があり
あるにはいではの連邦プログラムの中で社
は的確に該当するケースでありま

切な措置を講じるための検討を行ういな措置を講じるための検討を行ういるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと思っるのに貢献するのではないかと次第にその関心を強いと次第にその関心を強いと次第にその関心を強いと次第にその関心を強いと次第にその検討を行う

ュース・Jr監察局長の陳述》《社会保障省ジェームス・G・ヒであろうことを期待しております。

社会保障小委員会での証言下院歳入委員会

不正利用に関する公聴会社会保障番号の利用と

## 及び委員の皆さま方へ委員会の委員長

小

気付けられております。 気付けられております。私は、ま方、おはようございます。 私は、アメリカ市民の生活に重大な影い、アメリカ市民の生活に重大な影は、アメリカ市民の生活に重大な影は、アメリカ市民の生活に重大な影は、アメリカ市民の生活に重大な影い。 お礼を申し上げます。 私は、この小委員会が、社会保障番号(SLの小委員会の委員長及び委員の皆さ

General)、さらにはアメリカ市民に局(OIG=Office of the Inspector たのか、そして、こうした変遷が社たのか、そして、こうした変遷が社たのか、そして、こうした変遷が社をのか、そして、こうした変遷が社をのか、そして、こうした変遷していった。Nが、どのようにして現代の機関の記録保存のための道具であっ機関の記録保存のための道具であっ機関の記録保存のための道具であっ

させていただきます。 について、簡潔に、その概要をお話とってはどのような意味をもつのか

### SSNの展開

各個に固有の、唯一無二の本人識別ることができるようにとのことで、も達する収入の記録を正確に維持すられました。この制度は、何十年にを捕まえるための一つの制度がつく伴い、雇われて働く個人の年間収入件、電和れて働く個人の年間収入

の概要をお話 つまり、社会保障番号球をもつのか 番号を必要としました。

(SSN)

例えば、一九六七年に、国防省なって行きました。 上の連邦及び州政府用の背番号」に年を追うにつれて、SSNは「事実 背番号」となることが予定されてい

SSNは初めから、決して「国民

たわけではないのです。

ところが、

他数え切れないくらいの業界にとっ を重ねるにつれて、SSNは、 免許申請の際にも求められます。 の扶助の受給、さらには州での運 役番号としてSSNを使うことにし ました。SSNは、入学手続、各種 例えば、一九六七年に、 医療・介護プロバイダー、その 陸軍の軍人を識別するための兵 重要な本人識別番号になってい 消費者信用情報機関、 保険会 玉 防省 銀 年 転

わけです。
お出す創造力や知恵には際限がないた。不正を犯そうとする者たちが生不正利用は劇的に増加して行きました。不正を別してとに伴って、SSNのが、電子取引の流れの中にSSNがが、電子取引の流れの中にSSNが

ったわけであります。

Nの不正利用に対する苦情や、議会所トラインを通じて受けた数多くのSS私たち監察局は、設置した不正ホッ

に気遣っているわけです。の数の増加からして、この問題を本当属各局から受ける絶え間ない支援要請

情処理を始めたからです。この法律 あった場合には、連邦の処理機関 のもと、身元盗用についての苦情が 防止法〔身元盗用防止法〕(Identity すのは、一九九八年身元盗用・詐欺 することが予想されます。 察局が処理することになっており、 された場合には、 1999[Identity Theft Act]) に基づく苦 Theft and Assumption Deterrence Act of (dearinghouse) としては連邦取引委 れを始めたからです。 (会(FTC)が指定されていま 将来的に、この数はますます増 しかし、FTCから調査を付託 私たちSSAの監 。と言いますます増加

般の人たちにFTCの新たな役

に襲いかかってくることでしょう。い数が、私たちの訓練を積んだ職員か、と考えております。とてつもな託がかなりの数に登るのではない毎月、SSNの不正利用ケースの付割についてよく知れ渡った暁には、

思います。

思います。

思います。

思います。

知)の不正利用が社会保障省(SSO)の不正利用が社会保障省(SSO)ののような影響を及ぼすかにつちにどのような影響を及ぼすかについの可能な解決策を提案したいとった。

## SSAプログラムや業務SSNの不正利用と

ります。
私たち監察局の業務から分かることが原因で起きていることで育者(SSA)の外里方法に弱点があることが原因で起きていることであることが原因で起きていることであることが原因で起きていることであることが原因で起きていることです。多くのケースにおいて、社会保管番号(SSA)の処理方法に弱点があることが原因で表す。

ます。また、私たちは、国中で、Sような数多くのケースを調査してい異なったSSNで給付申請している例えば、私たち監察局は、個人が

ていることもありました。規のSSNを何百ドルかで売り渡しよっては、私たちSSAの職員が正る者の摘発を行っています。ときにSNカードを偽造し街角で売ってい

断固として果してきております。断固として果してきております。私たちは、SSA発行のカードや番片なインパクトを与えるSSNの不正利用に重点を置いてやっております。私たちは、SSA発行のカードや番尾、追いかけっこにおきまして、被耳があるために、SSA発行のカードや番出たちは、SSA発行のカードや番についう、自分らに与えられた使命をという、自分らに与えられた使命をという、自分らに与えられた使命をという、自分らに与えられた使命をという、自分らに与えるというとは、

用を防止することは、この機関にと社会保障番号(SSN)の不正利報告できることをうれしく思います。身による不正は極めてまれであったと私は、この領域でのSSA職員自

まを食い止めるのは至難の業であるい。 いてしまいますと、続いて起きる損に発行されたSSNが流通経路に入いております。いったん不適切に発じております。いったん不適切に発じております。というというでします。 のために、私たちは社会保障省のけです。

えております。 措置のいくつかを参考にしたいと考下院のこの委員会が提案される規制このようなことで、私たちは議会

は、身元盗用犯罪に使われました。(Using Social Security Numbers to (Dsing Social Security Numbers to たの後、不適切に発行されたSSNと分からずにSSNを発行したケーと分からずにSSNを発行したケーとの後、不適切に発行されたSSNモの後、不適切に発行されたSSNモの後、不適切に発行されたSSNモの後、不適切に発行されたSSNモの後、不適切に発行されたSSNモの場に、私たちは、一九九九年五月に、私たちは、一九九九年五月に、私たちは、

が知ったのは、数多くのSSNが、た。調査を行っているうちに私たちニ十人分のSSNを取得していましまとグルになって、不正な出生証明例えば、ある者は自分の協力者た

(2)

連

載》

S S

N の 濫

用

規制

米

議会

の

動

き

(2)

不正に引き出されておりました。ジットカード会社から三千億ドルもとです。この事件では、複数のクレ規模な犯罪組織と結びついていたこ捜査局)特別捜査班が調べていた大捜査局

私たち監察局は、SSAに対し、 田umeration System)という制御コン Enumeration System)という制御コン した。これを受けて、SSAは、こ した。これを受けて、SSAは、こ のシステム内で不正につながる最大 のシステム内で不正につながる最大 のシステム内で不正につながる最大 のシステム内で不正につながる最大 でおります。このシステムは、不 を依頼することもできるようになる を依頼することもできるようになる っすです。

oわけです。 何千もの数にも登ることが危惧され現在私たちが受けている数を上回る調査依頼として押し寄せるわけで、は、結果として、私たち監察局へのこの分野でのSSAの改善の努力

監察報告書草案の表題は、「新規の社した追加報告書を発表しました。このェックするSSAの手続を詳しく点検・今月、私たちは、申請証拠書類をチ

会保障番号申請に伴り提出された証拠資料を確認する社会保障省の手続に関する調査 (Review of the Social Security Administration's Procedures for Verifying Evidentiary Documents Submitted with Original Social Security Number Applications)」となっています。

られ、必ずしも満足のいくものでは 障省 (SSA) が六カ月以内に一つ つくられました。私たちは、 常に学ぶところがありました。 っきりした弱点を把握するのには非 ないのですが、SSN発行手続のは きを把握するのには不適切とも考え 模のサンプルでは、SSN全体の動 した。私たちが抽出したような小規 についての調査サンプルを抽出しま できる範囲から、新規のSSN発行 送付した申請ケースを基準に、 の のSSNの発行手続を追跡調査して 住所に十枚以上のSSNカードを この報告書草案は、三千件以上も 社会保 把握

は、そうした不法就労目的では使われの28%、つまり九百九十九のSSNの28%、つまり九百九十九のSSNの28%、つまり九百九十九のSSSは、不正な申請証拠書類に基づくた番号のうち、かなりの数は、仕事に就くために使われておりました。

れておりませんでした。

かったことを挙げております。 おいては、次のようなケースが見つおいては、次のようなケースが見つ請証拠書類に基づくSSNの取得に私たちの監察草案では、不正な申

出生証明証を提出。親」若しくは「後見人」は、不正な拠書類から、これらの子供の「両送付。それぞれの申請に使われた証法付。それが、七カ所の住所に、居り・SSAが、七カ所の住所に、居り

勧告しております。 勧告しております。 私たちの報告書草案では、SSA 動告しております。とくに、私たちは、SSAの職 す。とくに、私たちは、SSAの職 す。とくに、私たちは、SSAの職 が必要である、と結論付けておりま が必要である、と結論付けておりま が必要である、と結論付けておりま が必要である、と結論付けておりま が必要である、と結論付けておりま

Enumeration at Entry)」プログラまた、私たちは、「入国目録

に直接の関係があると見ました。に関する記録を維持する責任との間省(SSA)の各個人の正確な収入省(SSN)の不正利用と、社会保障さらに、私たちは、社会保障番号

です。

いないと回答してくる者もいるわけす。一方、合法的なSSNを持ってでSSAに戻ってきます。人によっでSSAに戻ってきます。人によっでSSAに戻ってきます。人によっでSSAに戻ってきます。人によっに対し不一致を解消するに必要な情とができまいと回答してくる者もいるわけとができない場合には、給与所得者とができます。とができるには、SSNと雇用主が提供SSAは、SSNと雇用主が提供

私たち監察局は、一九九九年に、

Reporting Errors and Irregularities by る異常な報告パターン (Patterns of された種類の給与にかかる誤りのあ しました。 Wage Items) 」と題した監察を実施 「一〇〇の雇用主が最も記録を保留 100 Employers with the Most Suspended

える番号は、全く問題がありません しました。これらのうち、三千を超 ことのない十万九千のSSNを報告 の雇用主が、以前にSSAに送った ねらいでした。 一〇〇のうち九十六 留された種類の支払給与を見つける こと、及びその原因を調べることが のデータベー スに最も記録入力を保 この監察は、 主な雇用主がSS

手続計画を開発し、かつそれを実施 求めたものです。 するとともに、これら多数の種類の これら一〇〇の雇用主に対する更正 する私たち監察局の勧告の一つは、 者が正しい氏名やSSNを告知して たくないということで、多くの被用 認めているように、本人確認をされ !主と継続的な折衝に務めるように |録保留となる給与報告を出した雇 !がありました。これは、雇用主が ないためであります。SSAに対 一方、残りの番号については、問

しました。

こうした手続を進めることは重要

連 載》

S

S N の

濫

用規

制

米

議会

の 動

き (2)

った五十セントです。 ルかかるためです。 て、後でこれを訂正するには三百ド れを記載するのにかかるコストはた の種類の給与が提出されたときにそ です。と言いますのは、 これに対し 初に一つ

## SSNの不正利用と 般の人たちに対する影響

苦茶になってしまったかについて話 用されたことで、いかに生活が滅茶 かの被害者が、自分らのSSNが盗 ました。 このサミットでは、 身元盗用サミットで詳しく議論され いては、今年三月に開かれた本省の 成り行きともいえます。 この点につ にアクセスを許す今日の電子環境の やその他の個人識別情報に対し簡単 きています。これは、個人のSSN 生活にかなりの影響を与えます。 は、民間業界のみならず、 SSNの盗用はますます流行って 社 会保障番号 (SSN)の盗用 市民の いく人 私

戦う手段を得たわけですが、 これにより監察局はSSNの盗用と ミルウォー 私たち監察局は、ウィスコンシン州 府の最前線になっているわけです。 監察局は身元盗用犯罪と戦う連邦政 身元盗用防止法ができたことで、 **‡** の連邦検察局と連携 私たち

> での最初の刑事訴追を行いました。 の業務と一般人の双方に打撃を与え して、責任を持ってこの新法のもと この事件は、SSN盗用がSSA

SSNを勝手に使っていました。 (SSI)を受給する一方で、他人の ・バーンズは、補足的生活保障所得

ます。

この

ため、

私たちは、

否応な

身元盗用として付託されてきた全件

百人にも満たない監察官の数では、

しかし、

全国で三

数を取り扱う調査能力を欠いており

り込んで八万ドル余りを盗み出しま 得ておりました。彼は、清掃の仕事 告書を提出しました。 口座を開き、さらには不正な納税申 明証を入手し、被害者の名前で銀行 は、ウィスコンシン州発行の身分証 した。盗んだSSNを使って、彼 の事務局からコンピュータ施設に入 中に、ウィスコンシン州最高裁判所 ンズ氏は清掃員監督としての仕事を この盗んだSSNを使って、バー

二十一カ月の懲役の判決と、 ました。最終的に、バーンズ氏は、 をシカゴまで追跡し、本人を逮捕し 監察局の特別監察官は、バーンズ氏 た。一九九九年五月五日に、SSA かなる収入も現れてきませんでし 自身の本当のSSNのもとでは、い 立を続けていました。このため、彼 保障庁(SSA)に対する不正な申 者であり、 一方、バーンズ氏は、自分は障害 失業中とのことで、社会

年の

考えております。 の身元盗用嫌疑事件を追跡したいと 千ドル余りの損害補てんを命じられ ました。 私たちは、

毎月受け付ける何千も

る典型的なケースです。 ミルウォーキー に住むウェー バリ

実的な戦略を見いだすかでありま率的な方法において、どのように現 ľ いに勝つために、最も効果的かつ効 ログラムに専念する一方で、この戦 と感じる挑戦の一つは、SSAのプ 動捜査隊を編成し、 使うために他の取締当局との合同機 のような、SSAの業務に直接打撃 のためのパイロット事業を開始しま 主要都市で、 (nvestigations 実的な戦略を見いだすかであり おります。私たちにとり最も難しい たちは、自分らの人員を最も有効に ように求められます。 を与えるような、重要な事件に絞る この目標を達成するため、 私たちは、 ウィスコンシンで起きたケース 私 たち調査 SSNの不正利用取締 ιţ 共同作業をして わが国の五つの 局 ( Office of あるいは、私

身元盗用とSSNの不

(18)

(2)

訴追にもって行けるようになりまし 締当局に協力のお願いをしました。 から歓迎しており、 ております。 連邦検察局及び外部の 始し、これまで三十の有罪判決を得 なSSN事件を「束ねる」ことで、 な事件ではないにしろ、複数の些細 つは訴追の対象となるほどの典型的 (締当局はこのパイロット事業を心 (査のリードを採ることに感謝の意 これにより、私たちは、一つひと 私たちは、百二十五の調査を開 まだ一年も経過しておりません 私たち監察局が

財政年度の予算提出の準備を進めて た統合モデルを開発し、二〇〇二 捜査官及び検察官の能力を結集

うに思います。 これは、私たちの人員の利用とい その他関連

兀

来に備えて、 私たちは、 監察

件を付託し、さらには、 その力を集中し、調査対象となる事 私たちの監察業務をより的確な標的 う面からは、最も効果的な方法のよ 関との折衝をすることになります。 する公的部門及び民間部門双方の機 に向けるパター ンや方向性の開発に 承認されれば、このグループは、

> 優 私たちの注意を集中する必要があり ちは、次の場合には、調査と検査に 保障番号 (SSN)の公正さの確保 私は考えております。とくに、 に人員を集約させる責任がある、 は、SSA本来の業務である、社会 (劣に変更がないとすれば、 私たち 私た ع

© 2001 **PIJ** 

正利用を標的とし、連邦及び州の取

- ・社会保障省 (SSA)の社会 続上明らかな問題がある 保障番号 (SSN) 発行業務手
- 二 .SSAの給与報告システム上 明らかな問題がある
- は維持に不正な身元を使った作 ・連邦の各種給付資格の取得又

うしたケースは、連邦、州及び自治 ことを守る場合に限り、 参加する責任はあります。 なパートナー としてこうしたことに 体の取締当局の職務に属するからで めにもなりません。というのは、こ 含む、何千もの身元盗用被害者の慰 す。このアプローチは、民間業界を チは、SSAの職務分野に該当する 私たちは、可能な範囲で、 かしながら、こうしたアプロー 使われま 重要

### 可能な解決策

私たちは、 私がすでに触れた正規

きたいと思います。

私たちが行っている現在の業務の

おります。

- 三・SSNカードが偽造されている

業の隠匿がある

ての身元盗用ケー スに検査を実施す 分らの使命を達成する一方で、すべ ラムを不正、浪費、濫用から守る自 し、私たちは現在、SSAのプログ 最後に、私は、 罰金を課す権限を拡大する ただきたいいくつかの提案をもって ような、SSAや議会に検討してい の監察についての勧告に加え、 次の

- ·社会保障番号 (SSN) の売
- 一・企業が提供するサービスとS 合には、 SNの提示とが無関係である場 にサービス提供を拒否すること SSNの不提示を理由

れております。

三.SSAの業務を行う場 真つきID提示の義務化 %合の写

四.身元確認手続を改善するた 認する際に、それを支援する新 が改姓された名前、SSNを確 技術やデー タベー スの利用を急 雇用主、政府及び民間業界

六.SSNの売却や不正利用に対 五.私たちSSAの監察官に捜査 権を与える立法をすること

るのは不可能であると申し上げてお 本小委員会に対

でありながら、 ても、SSNの不正利用件数は膨大 ます。もっともこうした状況におい さらす場合には、 要不可欠であり、 務手続や社会保障信託基金を危険に SSNの不正利用が、SSAの業 私たちの人員は限ら また活発にもなり 私たちの関与は必

員会の見解を頂きたいと思います。 ら達成できるのかについて、この委 期待している役割をどのようにした なります。したがって、私は、一般 最後の頼みである裁判所のようにも ては、私たちは、身元盗用被害者の しております。しかも、ときによっ 私たちは、SSAに最大の利益をも の人たちがSSAや私たち監察局 たらすという観点から厳しい選択を 自分らの使命に集中するために、 に

ざいました。私は、 どのようなご質問にも喜んでお答え えてくださいまして、 て議論をするための出席の機会を与 したいと思います。 本日、この最も重要な問題につい 小委員会からの ありがとうご

## メリー ランド州 スティー ブンス夫妻の陳述》

下院歳入委員会 社会保障小委員会での証言

## 不正利用に関する公聴会社会保障番号の利用と

うことに勇気を与えられました。 でもよいということです。この九桁 氏名とか他の個人デー タはもうどう は分かっています。重要なことは、 すのかについては、ほんの僅かな人 の番号がどういった問題を引き起こ ました。私たちは、このたった九桁 利用の被害を体験させられてまいり いて調査をすることになった、 たちが理解しているに過ぎないこと 番号が、主な信用取引やその他買 :番号の多目的利用と不正利用につ 物をする際に必要とされる唯一の 私たちは現在まで三年にもわた 妻と私は、この小委員会が社会保 社会保障番号 (SSN)の不正

ないかと思います。て警鐘を鳴らすことができるのではに生活上払うことになる犠牲につい犯罪の危険性やこれに対峙するためることで、他の人たちに、この種の私たち夫婦は、本日ここで証言す

的確な身分証明書なわけです。

私たちは、嫌がらせ電話を受けま獄をさまよっております。一九九七年三月以来、妻と私は地

自分らが請求書の支払をせ

プ・チェロキーとの買換えというこ ド車ブランコは、一九九七年型ジー 牽引されていく寸前でし ンク・オブ・アメリカ)によって、 とで、ネーションズ・バンク (現バ に置かれ、私の一九九七年型フォー メリーランド州の自宅は監視のもと 余儀なくされております。 通常は信用販売の対象となるような レジット申込みを拒否され、 の上ののしられました。私たちはク 般的な取引についても現金支払を れ、バカにされ、卑しめられ、そ ローン支払も滞っていると怒鳴 私たちの そして

ました。

で、 す。 かも経験と知識があるということ でした。私は、自動車事故が原因で ャリアを終えたかも知れないところ ておりました。 雑な武器システムを分析し、 して雇われました。私は、高度で複 大学応用物理学実験室に物理学者と した。その後、ジョン・ホプキンス 一九七二年に退役を余儀なくされま が欠けているという理由で自分のキ 債務不履行あるいは個人的な高潔性 私は、空軍の退役軍人でありま 評価を行うための、 軍務に就いていた頃でしたら、 政府と産業界の双方に信頼を得 高潔で、 実験 し

任面での怠慢も、私の保安上の高潔どのような債務面ないしは個人責

ありません。 
ものと済ませ、債務が滞ったことはは、期日までに請求書への支払をきなかったわけであります。 妻と私性や雇用に影響を及ぼさずにはおか

たのです。

大のです。

大のです。

大いですることを発見したときに、
を楽しみにしておりましたときに、
を楽しみにしておりました。こうしたは、総額で十一万三千ドを楽しみにしておりました。こうしたはちの孫のところに近くなることを楽しみにしておりました。こうした。私たちの孫のところに近くなることが、総額で十一万三千ドを楽しみにしておりました。ころした。のです。

気付かなかったのです。 っていることを一九九七年三月まで 私たちは、このような事態にいた

うことに気付きました。に何か悪いことが起こっているといた。この電話により、初めて私たちチェロキーの支払請求についてでした。テキサス州で購入したジープ・ナル・バンクから電話を受けましまし、・バンクから電話を受けまし

の信用や生活に与える損害の程度を求しました。これによって、自分ら分らの信用記録 (credit report) を請私たちは、主な信用報告機関に自

かどうかを私たちに知らせると言いし、報告を受けている情報が正しいの支払勘定をきれいにする努力をしちは、信用報告機関は、三十日調査を実施ちは、信用報告機関を通じてこれら知り、ショックを受けました。私た知り、ショックを受けました。私た

余儀なくされました。 、これら不正取引に使われた住かった当時、インターネットを使う でいるという情報が記載されていな 用記録になりすまし屋の被害にあっ 用記録になりすまし屋の被害にあっ 大きまた無視されました。私は、信 は、にはの機関と交渉す

したものであることを認めるように 関に送りました。皮肉なことに、私 とを記した宣誓供述書を信用報告機 取引を私たちがしたものではないこ その上で、私たちの弁護士は、その よって、 コピーを送付したと主張することに 書、配送切符あるいは支払受領書の 求められたのです。 たちは、逆に、その取引を自分らが て、コンタクト先を確立しました。 私たちは、信用報告機関に電話を 不正な勘定があることを申し立 債権者たちが私たちに申込 私たちが彼らと取引したと 以来、 信用報告

き

に主張させていることを、 みなすことにしていることを債権者 私たちは

当初の誤ったデータに関する報告、 不正な勘定をきれいにしました。 さらには自分らで所在が確認できた 一年もたたないうちに、 私たちは

手紙を書いたり、あるいは電話を掛 用報告機関に対し、何度も繰り返し じ不正データを削除するために、 分等の信用記録に繰り返し現れる同 個人データなど、すべて信用記録の 住所、生年月日、雇用先やその他の その申込みに際し提出された新規の 部になるわけです。私たちは、自 続けないといけないわけです。 不正に取引が行われた場合には、 信

場合、あるいは不正であると合図を 込みが大丈夫であると確認される こうした修正情報は、クレジット 利用されるべきです。

生年月日からすれば、申込人が生ま ジット申込書では、テキサスにある は、三十五年にもわたってメリーラ れていたことになります。 れる前にその社会保障番号が発行さ ンドに住んでいます。 しかし、クレ 所を正式なものとしていました。 ・申込書のコピー に記載されていた 私たちが受け取った複数のクレジッ 例えば、私が受け取ったクレジッ 私たち

> 要素となっているわけです。 用報告機関が求める基本的な身元確認 ました。社会保障番号は、債権者や信 保障番号がすべて同じものとなってい ・申込書コピーの中では、 唯一、 社会

Ιţ 定は、おおよそ三カ月から六カ月毎 三度きれいにしました。 こうした勘 繰り返しが始まるわけです。 に信用記録に現れてくるようです。 に関する自分らの記録を少なくとも 名で現れてくるわけで、同じことの 再び私たちの信用記録の上に違う氏 失として処理された不正な勘定は、 て処理された不正な勘定あるいは損 に譲渡しています。債務不履行とし で、その勘定を外部の代位徴収機関 の不正な勘定記録をきれいにした上 債権者によっては、信用情報機関 確認できたあらゆる不正データ 私たち

る代位徴収機関、彼らと交渉するの 勘定をリサイクル (再生) しつづけ ı 後でさえも起こっています。不正デ を通知してきたり、あるいは電話で が私たちに勘定をきれいにしたこと きれいにした旨を口頭で伝えてきた しています。こうしたことは、 り、あるいは他の徴収機関に売り渡 た勘定を自分らでリサイクルした タや不正勘定を記録しつづける信 代位徴収機関によっては、そうし きれいになった不正な 彼ら

いった具合です。 Ιţ フォレスト・ギャンプの言葉の一

やり方が汚く、卑劣です。 勘定について四回もやり取りをしま た。私たちは、 十四以上の機関とやり取りをしまし うことになるわけです。 は何が出てくるかわからない」とい 箱を開けるようなもので、 ることは、 部を借りれば、「信用記録を手にす 外部の代位徴収機関は、 あたかもチョ コレートの ある機関とは一つの 私たちは あなたに 無礼で、

けを受け取りたかったのでしょう。 書を受け取るのを拒否しました。そ 以前に私たちが送っていた宣誓供述 定をきれいにするようにとのことで かつ卑劣でした。その担当者は、勘 護士と私に対して自分本位で、無礼 社でした。そこの担当者は、私の弁 ド・バンク・クレジット・サービス 劣な会社の一つは、ハウスホール やり取りした中で最悪かつ最 私たちがその会社の書類の提出を 自分らの会社の書類だ も卑 そうとするたびに再び燃え上がると ルのようなもので、息を吹きかけ消 あたかも仕掛けのあるキャンド

載されています。 信用記録には、 関するもので、テキサスにある住 されたオレック社製の電気掃除機に して以来、四回もリサイクルしま 月に最初にその支払勘定をきれい ガルフ・ステイトは、一九九七年七 に配達されたものです。 た。この勘定は、 いまだその勘定が記 他人に電話で購入 最近の私の

所

ないことなど問題ではないのです。 ては、私たちがテキサスに住んでい なっており、私たちを悩ませること がこうした口座開設や所在確認の際 れました。ここでも、社会保障番号 イト・アジャストメント社に再び現 ゴー ルデンにあるマウンテン・ステ ろが、同じ決済口座が、コロラド州 れた決済口座を閉鎖しました。とこ タ・フォー ルズ支店に不正に開設さ になっていたわけです。 に使われる基本的な本人確認手段と を送付した後に、同バンクのウィチ 九九七年五月二十九日に宣誓供述書 スウェスト・バンクは、私たちが一 テキサス州ラブボックにあるノー 彼らにとっ

した。

求を受けています。 でリサイクルされた携帯電話料の請 妻は、四つの異なる代位徴収機関

勘定は、 月毎に書き換えられています。この この支払勘定は、 今後いつでも、 四カ月から六カ あたかも六

アトランタにあるガルフ・ステイ

問題の勘定をジョー ジア州

・クレジット社に譲渡しました。

の記録に現れてくるでしょう。ドルの宝石の購入歴も、ずうっと妻出現してくるでしょう。また、二千カ月間眠っていたように、繰り返し

れてきました。

れてきました。

れてきました。

れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代れているのですが、六つの異なる代

CARE CRの名前があります。 会社で取引された不正なものである レウ・マグナム・クレジットという の勘定がオクラホマ州タルサにある いる支払勘定番号を使い、私は、こ 払勘定は貸倒れとして処理されてい な勘定が登載されています。 ことを突き止めました。 『話番号はありません。 最新の信用記録には、 私に関するトランス・ユニオン社 口座番号とともに、GECR 登載されて 新たな不正 その支 住所や

記録にも登載されています。 過し、再び出現し、現在、私の信用が、この勘定は、代位徴収機関を通託録から削除されました。ところ年七月七日に、その勘定は私の信用年出月に、その勘定は私の信用が書を添えて送りました。一九九七年五月に、手紙に宣誓供一九九七年五月に、手紙に宣誓供

したこともありません。もなければ、当地でいかなる取引もたちは、オクラホマには住んだことの社会保障番号が使われました。私記録にその事実を登載する際に、私ここでも、未払勘定や自分の信用ここでも、

債務不履行の決定を受けました。 妻は、最近、テキサス州において

運び出されました。
運び出されました。
ではありませんでした。購入した机ではありませんでした。購入した机は、申込書に書かれたテキサス州ウィは、申込書に書かれたテキサス州ウィは、申込書に書かれたテキサス州ウィは、申込書に書かれたテキサス州ウィは、申込書に書かれたテキサス州ウィは、申込書に書かれたテキサス州ウィが追いうことで、同じ住所のところからということで、同じ住所のところからということで、同じ住所のところからない。

載されています。
の住所が記された妻の信用記録に登いところで出されました。この決定にの決定の決定の決定の決定の決定の決定の決定の決定は誰も出廷しな

を持つ理由がないと述べています。手紙の中で、本人確認について疑問ていません。家具会社は、よこした取ったと通知する必要性などは感じ自分等の誤りを正し、必要な措置を話をしました。判事も家具会社も、効とするように家具会社と判事に電私たちの弁護士は、その決定を無

みであるからとのことでした。 Bureau of North Texas)でチェック済報はノーステキサス信用情報(Creditというのは、社会保障番号や他の情

入れられてしまうからです。 られているとしても、問題なく受け年齢、あるいは配偶者の氏名が変えしまいます。氏名、住所、勤務先、ことを知ることで、希望をなくしてことを知ることで、希望をなくしているというない

言用青眼幾関の守う三十日調査は を入いては、 を合わせしていくのかについては、 を合いとされたとします。この の者が債務の責任を負うものとされ の者が債務の責任を負うものとされ の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 の過失あるいは注意不足が原因で不 は、そ のとされ を は、そ のとされ を は、そ

不正に行われた三十三の取引すべてとになっています。私たちの場合、徴収機関に譲渡することができるこた場合であっても、その勘定を代位す。問題の未払勘定がきれいになっ出した情報は常に正しいとされま茶番です。ですから、(債権者が)出に行われた三十日調査は信用情報機関の行う三十日調査は

ました。 中が生まれる以前に発行されている ということでしたので、 た。そのカップルは、三十歳代後半 者でした。彼女が言うには、ジョ 惑し、謝ってきました。 のうち、たった一件だけ担当者が当 ことになるのではないか、と指摘し に、それでは私の社会保障番号は連 ン、 メリー ・スティー ブンスがロー あるナショナル・バンクの融資担当 テキサス州ウィチタ・フォー ルズに に自分が面談をしたとのことでし ン(消費者金融)の申込みをする際 その方は、 私は彼女

面することになるといえます。 限り、私たちはなりすまし問題に直 Personal Identification Number= P I 社会保障番号が国民背番号 (National 可あることになるともよく、しかも明義務を負わなくともよく、しかも 明義務を負わなくともよく、しかも

すましは犯罪ではなかったのです。めとしてその他多くの州では、なり九九七年当時、メリーランド州を始いえと応えました。問題が起きた一したのかと聞かれたときに、私はいするでしょうか。警察に被害届を出自分のATMのPINを教えようと自がのATMのPINを教えようと自がのATMのPINを教えようと

のアイデンティティ(身元)を盗用また、詐欺による犠牲者は、自分

えられてきました。された者ではなく、債権者だ、と考

ョージ郡は、近頃、 利用したりあるいは運転免許証に記 るかもしれません。 うことを軽犯罪とする条例を定めま めないということも盛られていま 販売促進目的で利用しあうことを認 つの法案を検討しています。 ス・カロライナ州は、この国におい 載するのを制限するものです。 サウ は、社会保障番号を身分証明書用に するものと思われます。この法律 に予算措置が取られれば、 意なしに、個人情報を事業あるいは て最も分別のあるものともいえる一 |させました。今月、 た。最近成立した連邦法も、 メリーランド州は、他の法律を成 メリーランド州のプリンス・ジ 法案には、本人の書面による同 他人の身元を装 州知事が署名 助けにな 例え

私たちは、六千ドルを超える弁護

## 連載》SSNの濫用規制、米議会の動き②

そこで、私のUSAA家屋所有者保 が行った取引に関する、あるいはあ 険証書にあるクレジットカー ド盗難 損害にはあたりません。 ŧ の保険の特約条項を適用したとして レジットカードの場合には、 ません。あなたが問題にしているク に対する実際の明らかな偽造もあり なたに発行されたクレジットカード な損害がありません。また、 た。保険会社の回答はこうでした。 の適用条項に基づく支援を求めまし なさまざまな費用を負担しました。 士費用に加え、 個人の財産に対する直接の物理的 私どもの保険契約が適用になる 長距離電話代のよう \_ あなた あなた

はないというわけです。としても、保険の適用になる犯罪でつまり、自分の身元が盗用された

タ・ネットワークやDEERSを通 会保障番号は、DODコンピュー D 記載しなければなりません。 には、自分の小切手に社会保障番 もしくは外貨交換所で物を買う場合 た、軍のどの基地においても、 して利用することができます。 ればなりませんでした。一般に、 会保障番号を当時の空軍被扶養者I カードに記載する形で利用しなけ 自宅の住所、電話番号、 は、一九九六年当時、 自分の社 アンド 階級を 売店 ま 社

号の最後の四ケタを求められます。するときにまで、自分の社会保障番内では、衣服の着替えや洗濯を依頼勘定番号として使っています。基地コニオン社は、社会保障番号を支払リュー・フィデラル・クレジット・

私たちの不正に対する最大の弱点は でした。しかし、業者は、私たちか す。妻と私は、この情報を提供する 開示から十分に保護されていないか 番号がオー プンに利用され、 軍の基地です。 おうとしていた品物を支払カウンタ れを強要する場合には、私たちは買 もらうことができません。 業者がそ ら、いかなる番号も書き記す許しを が持っているものを記載したいよう は、どのような確認番号でも私たち のを拒んだことがあります。 業者 番号を記載するように求めてきま 金伝票に社会保障番号と運転免許証 売業者は、 に整理記号が加わったものです。販 アの番号は、自分らの社会保障番号 を求めています。 会保障番号と運転免許証番号の提示 ない民間の医療機関では、 に放置したまま、出て行きます。 現在私たちが利用しなければなら 小切手ないしはカード代 そこでは、社会保障 私たちのメディケ 自己の社 不正な

社会保障番号を機密文書と同様の

用は、重い罰則の対象となります。 大書を受け取る場合、受領者はその文書を受け取る場合、受領者はその は管理を行わなければならなくなります。その情報は、適切に保存され、保護され、その上で管理責任のれ、保護され、その上で管理責任のれ、保護され、その上で管理責任のなります。 機密することにつながるでしょう。機密することにつながるでしょう。機密することにつながるでしょう。機密することにつながるでしょう。機密を見ます。 紛失あるいは不適切な利

同じように、詐欺師はもちろんの同じように、詐欺師はもちろんの同じように、詐欺師はもちろんの同じように、正さ、虚偽とされる氏名、住所、年齢、その他の個人情報の変更にちゃかと応じない、あるいは注意を払わないような信用情報機関から虚偽のないような信用情報機関から虚偽のないように、詐欺師はもちろんの同じように、詐欺師はもちろんの

Ιţ タを受け取ったり、流した場合に 誤りがあり損害を与えるようなデー 用情報機関が、ある個人についての のは自由だ、と私に言いました。信 り、顧客に売ったり、 て収集した情報は自分らの財産であ の担当者は、 欺で有罪とされます。 な取引をした詐欺師と同じように詐 こうした人たちは、まさに、不正 損害を受けた者は、 彼らがある個人につい 信用情報機関 流したりする 有責、人格

© 2001 **PIJ** 

2001.10.20

者は自分らだ、と言いました。く、信用情報機関は、データの所有とが認められるべきです。ともかるに使った費用を賠償してもらうこは、その機関が与えた損害を回復すを求めてその機関を訴え、さらにに対する名誉毀損及び精神的な損害

望みをつないでおります。 ちにいつか、自分らの生活を取り戻 続けてきました。 れられた間違ったデー タや不正な支 ちは、いやがらせの電話や脅迫めい 生活すらも妨げられています。 需品の購入はもちろんのこと、 歳、そして妻は自分より三歳若いだ た手紙に疲れています。 っです。 る時間を楽しめるときがくる、 残りの人生を送りたくないわけで |勘定をきれいにすることで自分ら 退職生活とこの世で一緒にいら 私たちは、クレジット取引や必 たちは、自分らの信用記録に入 私たちは四十五年間結婚を 私たちは、 私は七十二 近いう 日常 私た

思っていません。被害者だなんてと、私たちは、自分らを被害者だとは、一つというときに体験した数多くの不た不幸から自分らの生活を取り戻そにの一部と、この犯罪により蒙っ私は、たくさんある問題のうちの私は、たくさんある問題のうちの

対応策を講じ、そして抵抗します。す。 ターゲットは迂回をし、活発なット (TAGETS)」と言われたいのでんでもありません。 私は、「ターゲ

罪と戦うつもりです。知り得る限りの英知を使ってこの犯っていきます。私たちは、自分らがの戦闘に勝つまで進むように引っ張私たちの戦士としての本能は、こ

げます。

ド・ミアスンスキー、 も知れません。信用報告機関による Ιţ たならば、ここまでやって来られな せを受けながら。 続いて代位徴収機関に屈辱や嫌がら ている情報は正確でしたと言われ、 三十日調査を待ち、 上の不正な支払勘定と戦っていたか たちがいなかったならば、 かったかもしれません。こうした人 人たちの支援、 ク、そしてシンシア・ラムのような 私たちは、 いまだに三十三あるいはそれ以 ベス・ギブンス、 助言や激励がなかっ 彼らに記録され マリ・フラン 私たち

また、私は、本小委員会に対してするまで戦い続ける勇気を私たちには、私たちに励ましと、自分らの前に立ちふさがる妨害をノックダウンに立ちふさがる妨害をノックダウンに立ちふさがる妨害をと、自分らの前につらいときに支援して下さったこっれらの人たちが、私たちが非常

連

載》

S

S

Ν

の

濫

用

規

制

米

議

会

の

動

き

(2)

ほ

識して下さったことに、感謝申し上れていることにあるということを認保障番号が自由に入手され、汎用さーの身元確認手段となっている社会基本的な、あるいはときとしては唯用の問題があり、その原因が個人の用の問題があり、その原因が個人の

ま方全員に感謝する次第です。期待しております。 妻と私は、皆さ制され、そして解決に向かうことを支援により、この国家的な問題が規支援により、この国家的な問題が規

、 以 下、

次号に続く)

に関する公聴会」会、「社会保障番号の利用及び不正利用連邦下院歳入委員会社会保障小委員《次号の主な内容》

(二〇〇〇年五月十一日

《ウイスコンシン州選出、 《インディアナ州選出、 (テキサス州選出、ロン・ ワシントン州選出、 ダーモット議員の陳述》 議員の陳述》 ホステットラー 議員の陳述》 ルドロ・クレッカ議員の陳述》 ジ ジョ 7 ポー ジェ ン・ マ ラ ァ ル ク

当副理事長の陳述》 Iト・K・プラット政府関係信用情報機関連合会、 スチュ

担

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニューズ をお送りします(年4回刊)。 年会費 正会員10,000円、賛助3,000円 (ともに年間購読料3,000円含む)

#### NetWorkのつぶやき

- 56年前の8月、日本は連合軍に無条件降伏。だが国民は自由を取り戻した。
- しかし、改正住基法により来年の8月、 国民はその自由を "役人社会主義"に 奪われてしまう。

(T)

#### プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3 - 25 - 15 IB **ビル10**F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (**PIJ**)
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021,Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

http://www.pij-web.net 2001.10.20発行 CNNニューズNo.27

及び発行

編

(24)